

情報連携の運用に係る留意事項等について



総務省大臣官房個人番号企画室

◆目次

1. 情報連携の現状
2. 平成30年度接続運用に関するスケジュール
3. データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修状況調査
4. データ標準レイアウト改版に伴う機関間試験に関する留意事項
5. データ標準レイアウト改版に伴う副本登録
6. データ標準レイアウト改版前後の照会における留意事項
7. 過去のインシデント事例
8. 副本登録誤り発生時の主な対応
9. 異常事象発生時の留意事項
10. 情報提供等記録の追記について
11. 情報提供が正常に完了しなかった場合における情報提供等記録について（1）
12. 情報提供が正常に完了しなかった場合における情報提供等記録について（2）
13. 接続運用に係る定期的な対応等
14. 情報共有サイトに関する周知事項（1）
15. 情報共有サイトに関する周知事項（2）
16. 平成30年度 教育研修計画の策定等について
17. 平成30年度 訓練への参加について

情報連携の現状

- 情報連携の中核となる情報提供ネットワークシステム（コアシステム）は障害なく正常に稼働しており、全ての情報連携が不能となるような大きなシステム障害は発生していない。

✓ 情報照会・提供件数

平成29年7月18日（火）から平成30年5月1日（火）までの情報照会・提供件数
情報照会件数：1,858,854件
情報提供件数：1,582,910件

✓ 照会・提供されている主な手続・特定個人情報

情報照会：地方税の賦課徴収手続、児童手当関係手続、国民健康保険関係手続
情報提供：地方税の課税情報、医療保険資格関係情報、住民基本台帳関係情報

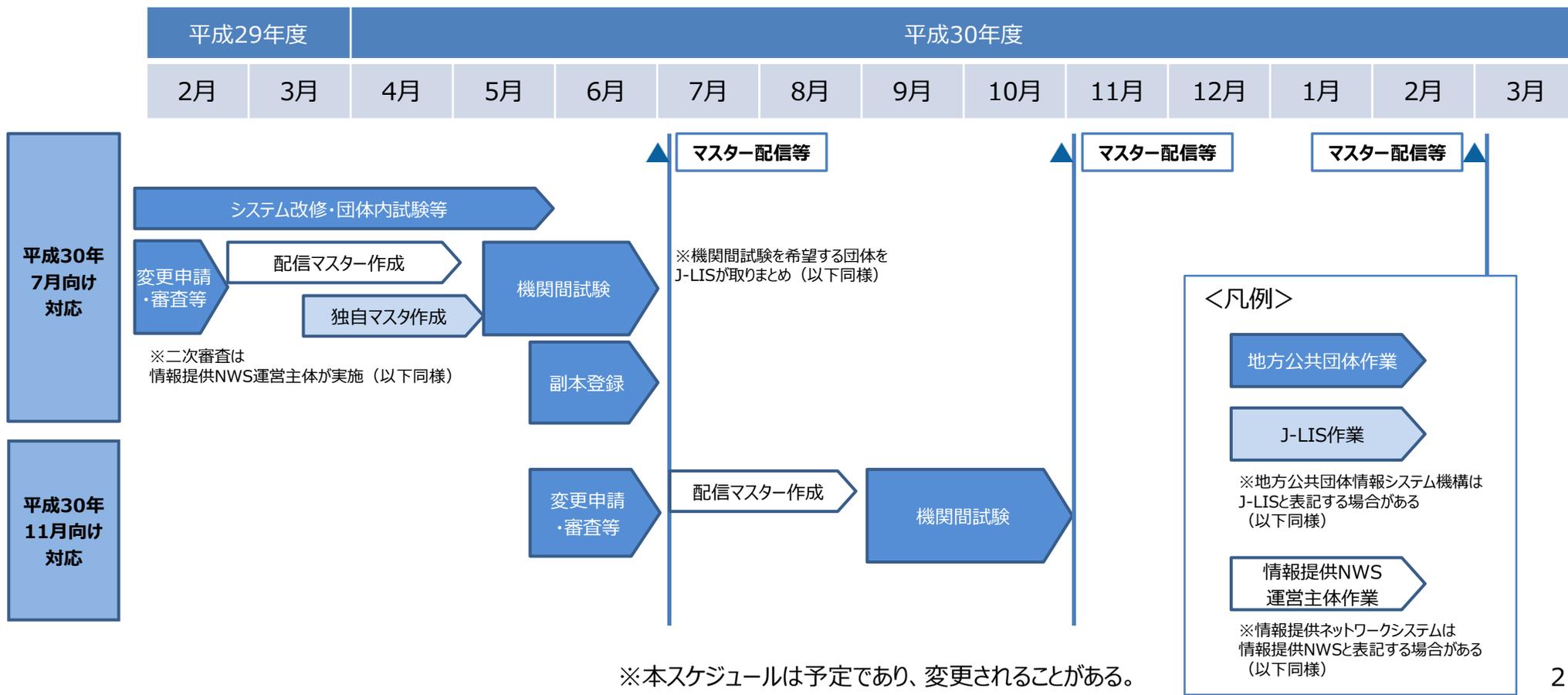
<参考> 主な手続・特定個人情報の件数（平成29年7月18日～平成30年5月1日）

No	手続名	件数
1	地方税の賦課徴収手続	431,927
2	児童手当関係手続	414,251
3	国民健康保険関係手続	380,325
4	介護保険関係手続	120,784
5	障害者の自立支援給付関係手続	68,949

No	特定個人情報	件数
1	地方税の課税情報	1,188,109
2	医療保険資格関係情報	236,682
3	住民基本台帳関係情報	95,571
4	雇用保険給付関係情報	13,964
5	介護保険給付等関係情報	13,774

平成30年度接続運用に関するスケジュール

- 平成30年7月に地方税関係情報等のデータ標準レイアウト改版に伴うマスター配信等を実施する予定である。
- 各団体においては、システム改修、機関間試験、副本登録等の作業を実施する必要がある。
- 平成30年11月のマスター配信に向けた変更申請の受付を5月21日から実施中である。



データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修状況調査

- 平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版に伴い、各地方公共団体における既存システムに改修が発生することが想定されること、総務省においてデータ標準レイアウト改版に伴うシステム改修状況調査を実施した。
（「データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修状況調査」（平成30年2月19日付事務連絡））
- その結果、全ての都道府県、市区町村、情報連携を行う一部事務組合・広域連合において、データ標準レイアウト改版までに情報提供に係るシステム改修は完了させる予定であることを確認。
⇒ 現在の予定どおり、データ標準レイアウト改版までに必ず対応する必要がある。
- 一方で、情報照会に係るシステム改修がデータ標準レイアウト改版までに完了できない団体がある。
⇒ 改修時期の前倒しや中間サーバー接続端末の利用等の対応が必要である。

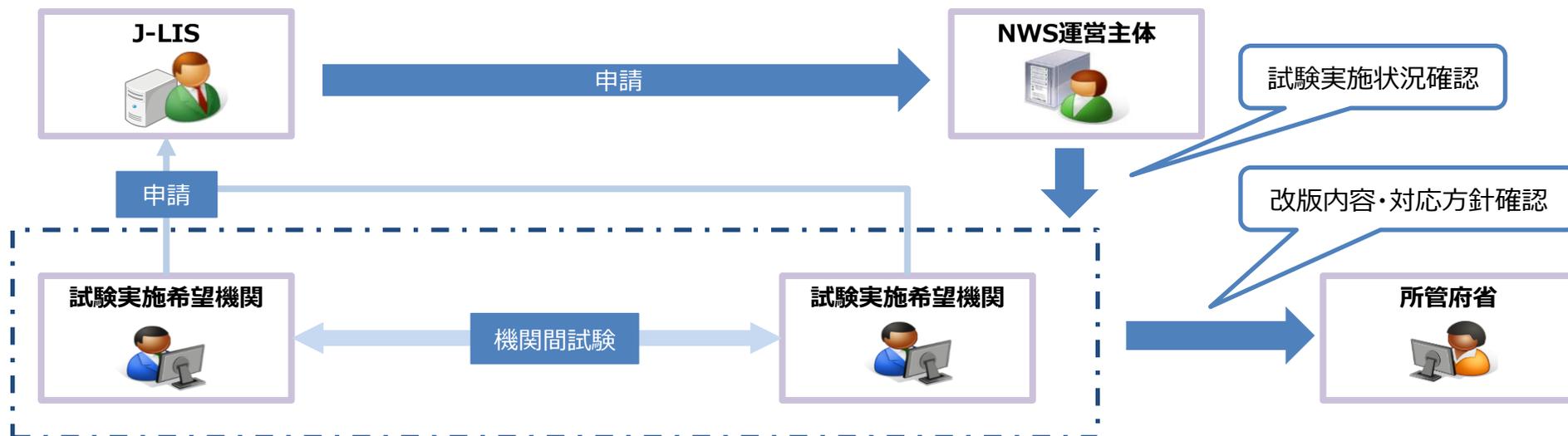
調査結果（データ標準レイアウト改版までの対応状況）

		地方税務 システム関係	生活保護 システム関係	健康管理 システム関係	児童福祉 システム関係	障害福祉 システム関係	介護保険 システム関係	国保 システム関係	公営住宅 システム関係
情報提供に係る対応状況		全地方公共団体において対応完了予定							
情報照会に係る 対応状況	未対応団体数	2	0	0	1	1	1	1	1
	都道府県	1	0	0	0	0	0	0	1
	市区町村	1	0	0	1	1	1	1	0
	一部事務組合等	0	0	0	0	0	0	0	0

※調査対象（47都道府県、1741市区町村、38一部事務組合・広域連合）

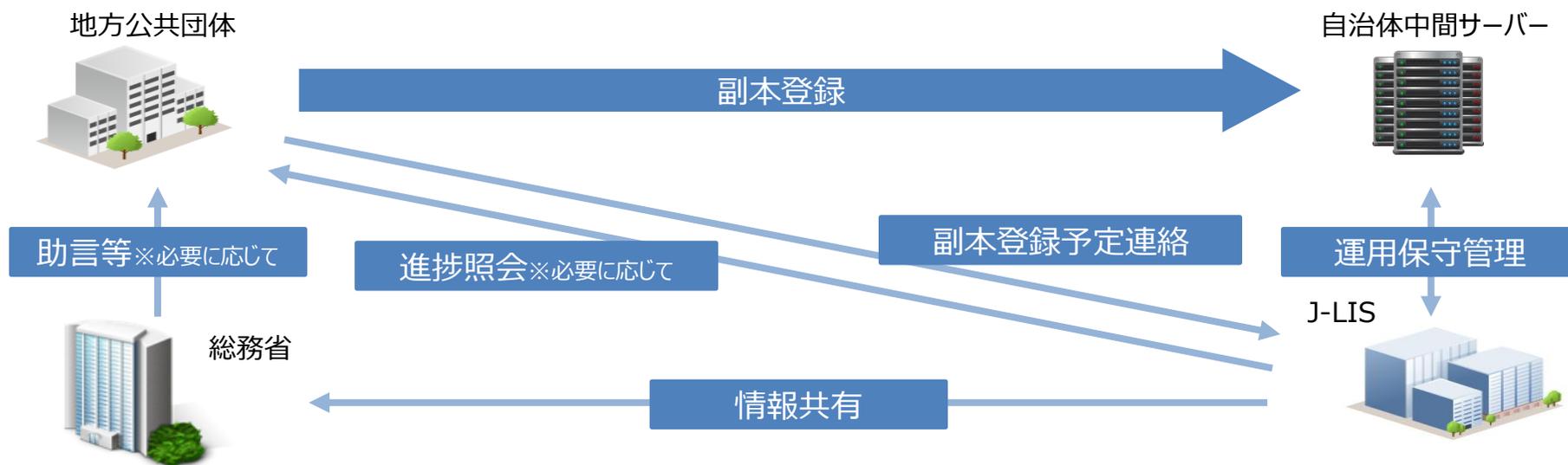
データ標準レイアウト改版に伴う機関間試験に関する留意事項

- 平成30年7月に行われるデータ標準レイアウト改版に伴う機関間試験は、情報提供NWSの接続検証環境を利用して行うこととなる。
- J-LIS（自治体中間サーバー運営主体）を通じて、機関間試験の実施希望を提出した地方公共団体の機関は、96機関（3月末時点）であるところ。
- これらの機関においては機関間試験の実施期間において、必ず試験を実施する必要がある。
⇒ 総務省（情報提供NWS運営主体）において、機関間試験実施期間中のログを確認し、試験を実施していない機関がある場合には、状況等のヒアリングを実施する場合がある。
- また、データ標準レイアウトの改版時において機関間試験を実施する場合、所管府省から提示される改版内容を確認の上、対応方針を検討する必要がある。
- なお、今後のデータ標準レイアウト改版時又はマスター変更時においても機関間試験を実施可能とする予定。実施時期等の詳細については、変更申請等の際にお知らせする。



データ標準レイアウト改版に伴う副本登録

- 平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版に伴い、副本登録期間（5月下旬から6月末まで）に特定個人情報（※1）2番、8番、21番、52番の副本登録が必須となる。
※今回のマスター変更に合わせて、情報提供に係る委任受任が新たに発生した場合には上記の特定個人情報以外の特定個人情報も副本登録する必要がある。
- 特に特定個人情報2番、21番は、不足していたデータ項目を追加する改版が行われたため、過去分を含め新版のレイアウトで副本を登録する必要がある。
- 今回の副本登録についても、J-LIS（自治体中間サーバー運営主体）において、副本登録のログを抽出し、総務省（情報提供NWS運営主体）に提供することとしている。
- 副本登録の実施状況が芳しくない機関に対しては、総務省から都道府県を通じて、状況の調査・ヒアリングを含む助言等を行う場合があるので、副本登録を行う必要がある機関においては遺漏なく副本登録を行う必要がある。



<※1> 特定個人情報番号

2番：地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

8番：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報

21番：母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報

52番：国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報

データ標準レイアウト改版前後の照会における留意事項

- 特定個人情報2番、21番（※1）について、改版前に受けた提供の求めは、改版前に情報提供しておく必要がある。

特定個人情報2番、21番は、平成30年7月の改版では有効期間を遡及して適用する改版となる（過去分も含めて新版のレイアウトで登録される）。

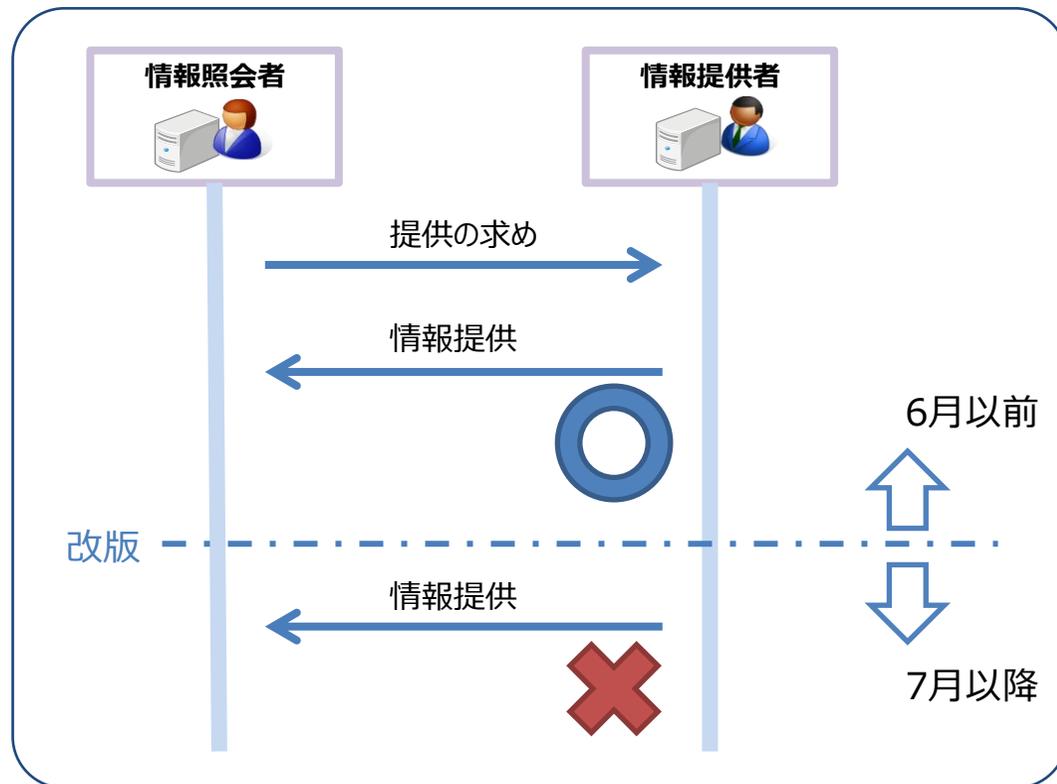
6月以前と7月以降とでレイアウトが変更となるため、6月30日以前に行われた提供の求めに対して、7月1日以降に情報提供（一時入力を含む）を行うことはできない。

【情報照会者】（※2）

即時提供されない場合は、必要に応じて情報提供者へ問合せを行う。6月30日までに情報提供されない場合は、必要に応じて情報照会の取りやめを行い、7月1日以降に再照会する。

【情報提供者】（※2）

即時に提供可能な情報がない旨の通知から事後の情報提供までの間において、事後提供となる情報の提供時期の目安又は即時に情報提供ができない事由等について、情報照会者から問合せがあった場合には、適宜説明を行う。



<※1> 特定個人情報番号

2番：地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

21番：母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報

<※2> 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程 第4.3版 3.4.2(3)情報連携における運用対処

過去のインシデント事例

○ 情報連携開始以降に発生した主なインシデントを以下に記載する。

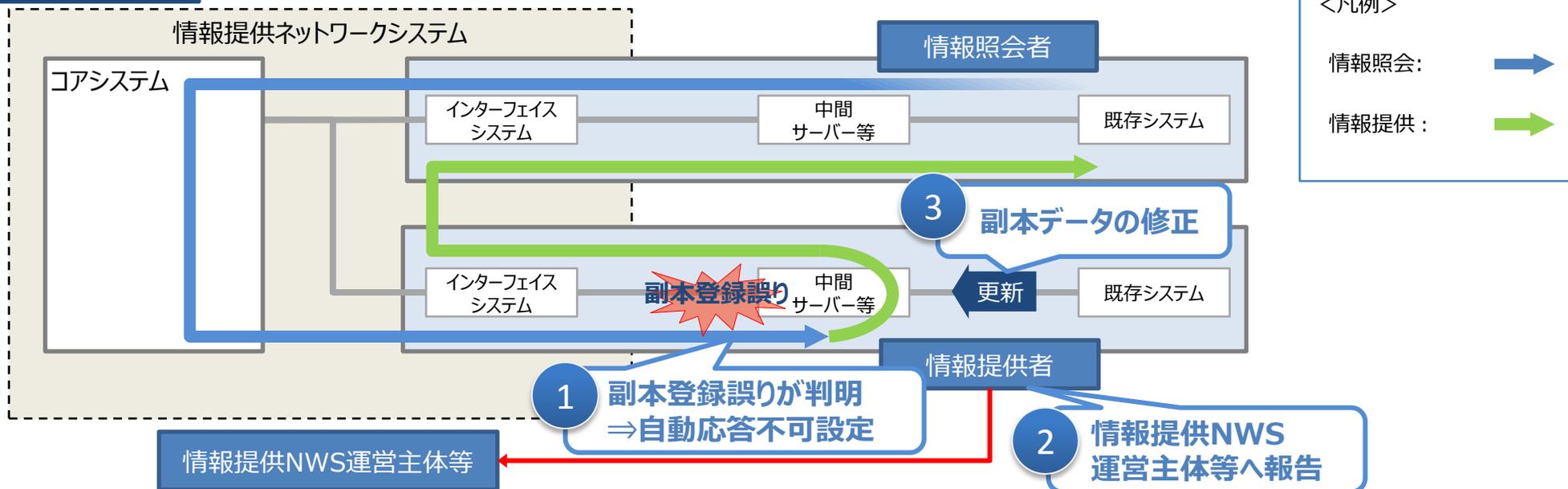
主なインシデント	事例	影響（想定含む）
1 副本登録誤り（漏れ）	① 既存システムの不具合、正本から副本への変換プログラムの不備のため ・保険者番号を登録すべきところ、誤って被保険者証記号番号を登録した ・保険者番号のうちチェックディジットを登録しておらず、桁数を誤った ・副本登録時の項目の版番号を誤った ② データ標準レイアウト等の解釈誤りのため ・障害者手帳交付日が複数存在する場合の「再交付日」の解釈を誤った ・税情報に関する未申告者の副本登録が漏れていた	誤った副本を提供し、情報照会者の事務処理に影響を与えた
2 接続申請の誤り	① 接続申請（変更申請）の内容を誤ったため ・教育委員会に一部事務の委任をするところ、全部委任とした ・都道府県において受任事務の申請が漏れていた	情報提供できない事態が発生した
3 個人番号と内部番号（団体内統合宛名番号等）のひも付け誤り	① 自庁内で個人番号を登録する作業を誤ったため ・夫婦間で個人番号と内部番号のひも付けを取り違えた（※1）	別人の情報提供を行う可能性があった
4 VPN装置等の故障	① 休日、夜間作業後のサーバ、ネットワーク機器等の正常確認漏れのため ・計画停電後、LGWAN通信用のファイアウォールが正常稼働していなかった	自治体中間サーバーとの通信（自動応答不可設定、不開示設定、記録の追記等）が行えない可能性があった

<※1> 本事例は、情報提供NWS運営主体等への報告対象となるインシデントレベル4以上ではなかったが、注意喚起のため記載。

副本登録誤り発生時の主な対応

- 情報連携開始後、これまで発生している異常事象の多くを「副本登録誤り」が占めているため、副本登録誤り発生時の対応例を記載する。
 - ✓ 事象 : 情報照会者は提供された情報（副本）に疑義があることを検知し、情報提供者に問合せたところ、副本データの登録に誤りがあり、誤登録者数が1万人を超えることが判明した。（インシデントレベル4）
 - ✓ 影響 : 他の情報照会者にも誤った副本データを提供する可能性がある。
 - ✓ 主な対応 : ①情報提供者は、速やかに自主規制（自動応答不可設定等）を行う。
②情報提供NWS運営主体へ電話で一報の上、「様式：03-13」の報告書（※1）を用いて報告（※2）する。
③誤った副本データを修正する。

具体例



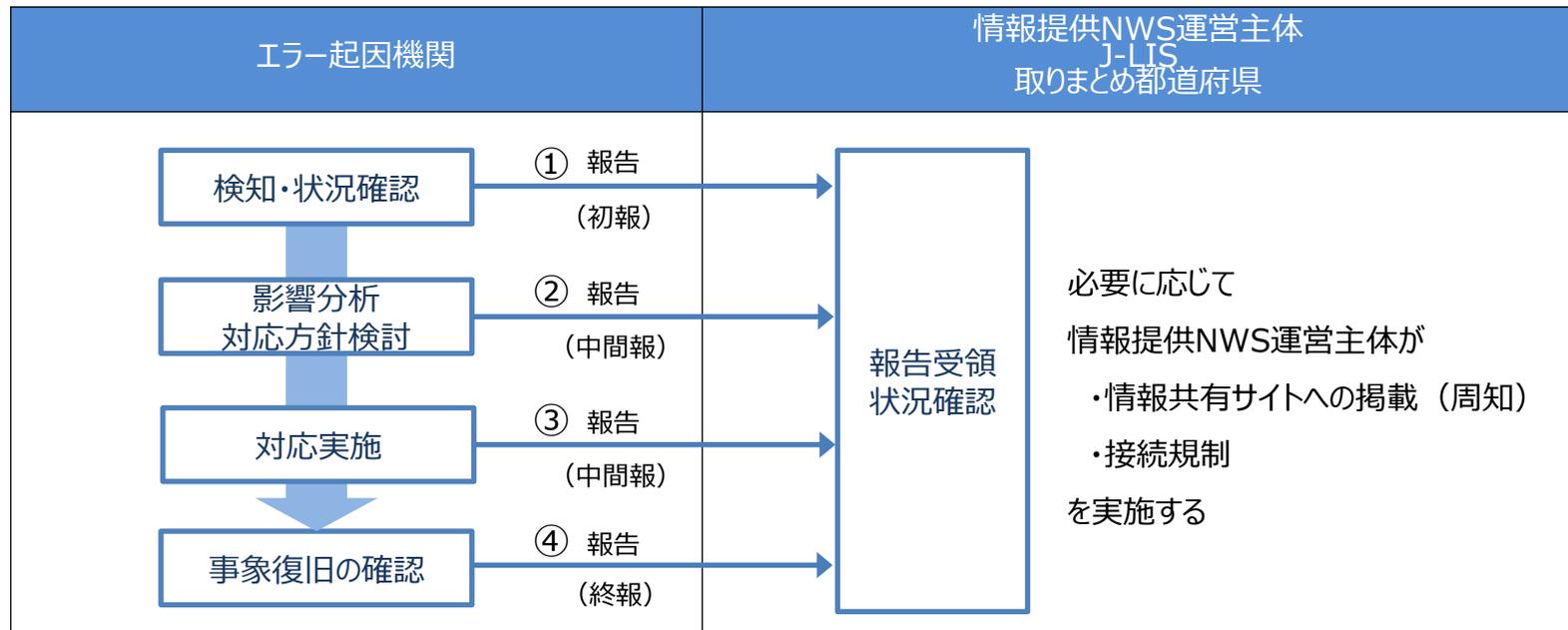
<※1> 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程 第4.3版 別紙1様式「様03-13 事象発生報告書兼完了報告書」

<※2> 情報提供ネットワークシステム 接続運用実施要領（情報照会者等向け） 第3.3版 別紙1様式記載要領「様03-13 事象発生報告書兼完了報告書」

異常事象発生時の留意事項

- 情報照会者等における異常事象が発生した場合の対応は接続運用規程（※1）に定めている。
- 異常事象が発生した場合は、接続運用規程「別紙4：インシデントレベル判定表」により判定すること。
- インシデントレベル4以上と判定した場合、以下に留意し対応すること。
 - ✓ 可及的速やかに情報提供NWS運営主体へ**電話連絡**すること（下図：①）
 - ✓ 事象発生報告書兼完了報告書にて、**対応状況を適宜報告**すること（下図：①、②、③、④）
 - ✓ 他機関へ影響がある異常事象の場合は、情報共有サイトへ掲載するため、事象発生報告書兼完了報告書提出後、掲載完了まで、**連絡・対応が可能な体制を維持**すること（下図：①、②、③、④）

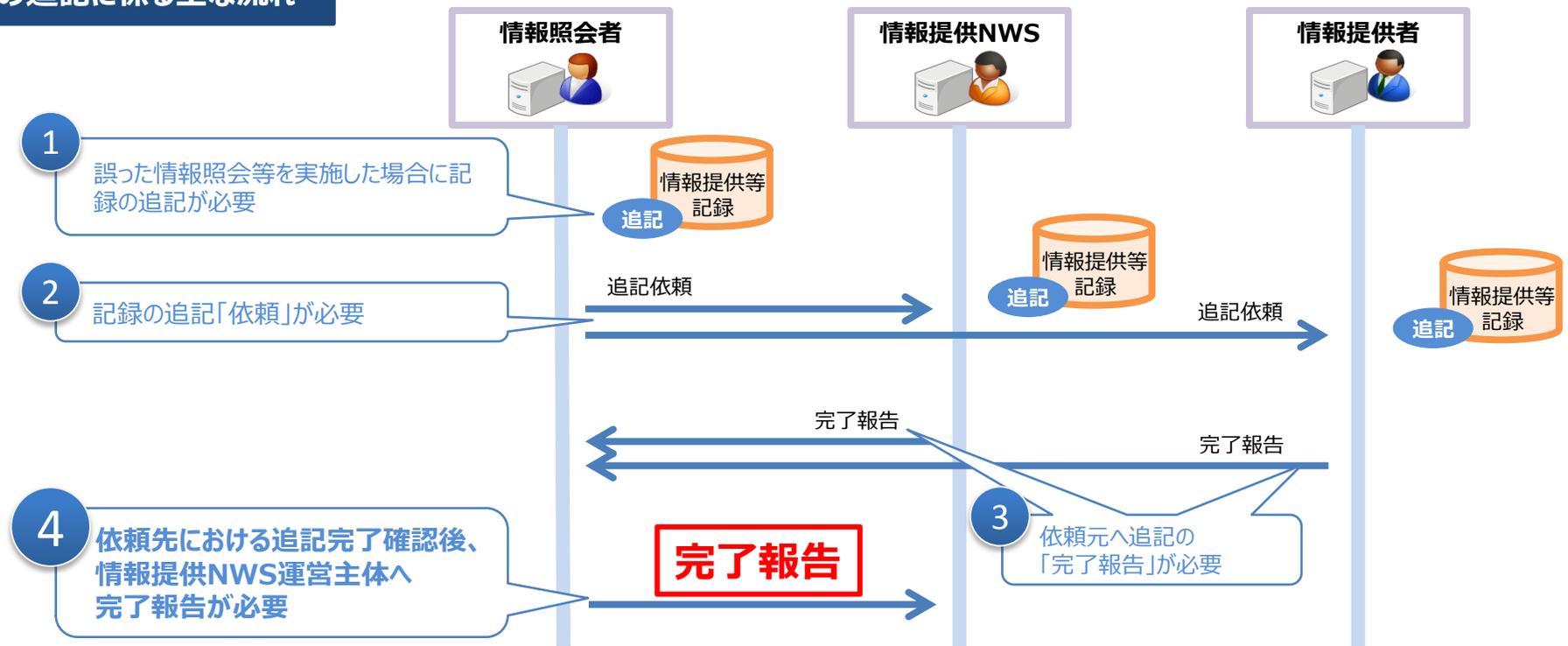
異常事象発生時の主な流れ



情報提供等記録の追記について

- 情報提供等記録は、原則、情報提供NWS運営主体、情報照会者及び情報提供者の三者間で同一の記録を保持する必要があるため、追記を行う場合は、接続運用規程等に基づき、自機関で保持する記録への追記とともに、関係する二者へ漏れなく追記依頼を行う必要がある。
- 記録の追記を依頼した情報照会者等は、三者間で追記が完了した場合、速やかに情報提供NWS運営主体へ報告することとしているが、長期間未報告の事例がいくつか見られるため、改めて徹底願いたい。

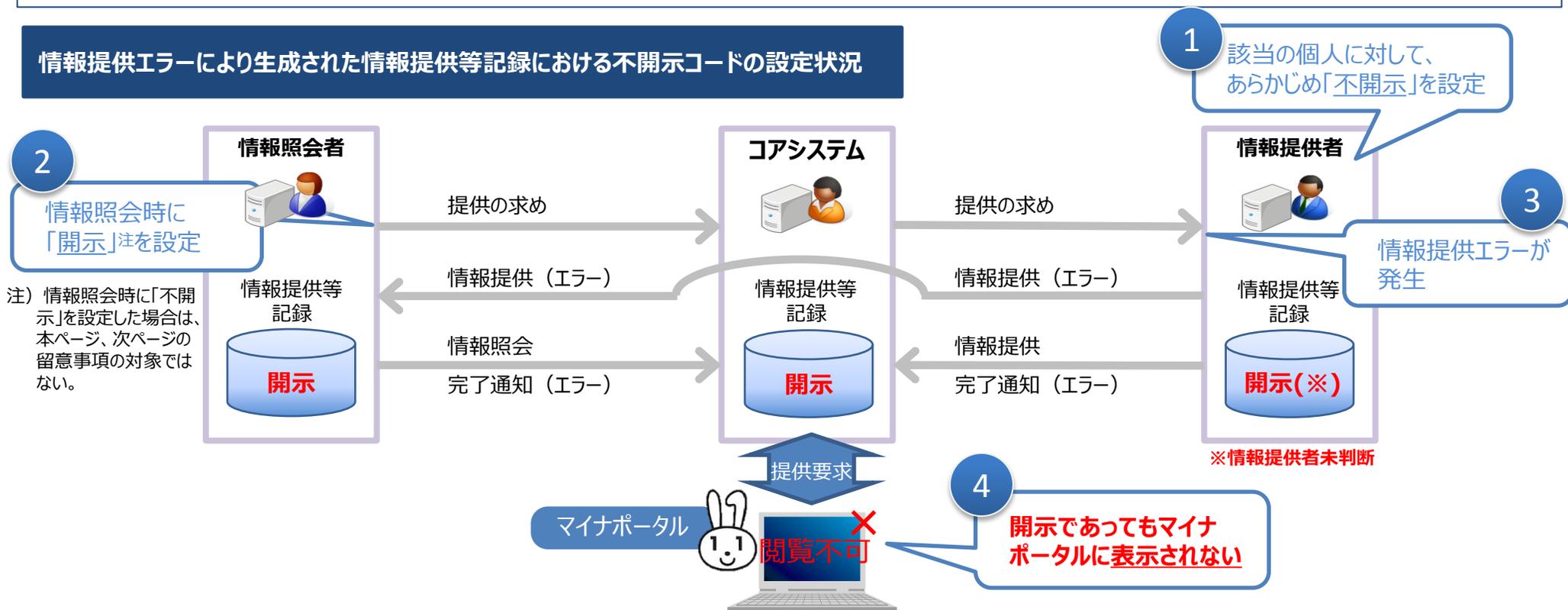
記録の追記に係る主な流れ



情報提供が正常に完了しなかった場合における情報提供等記録について（1）

- 平成29年11月事務連絡（※1）のとおり、情報提供者において該当の個人に対して、「不開示」設定をしていますが、**何らかのエラーにより情報提供が正常に完了しなかった場合**、情報照会時に不開示コードを設定したものを除き、「**開示**」として情報提供等記録に保存される。
- 情報提供NWSの仕様では、「**処理結果コードが正常の場合、不開示コードを設定**」としており、情報提供エラー等が発生し、処理結果コードが異常（エラー）の場合には、情報提供等記録は「不開示」とならない。
- そのため、**マイナポータルでは、正常に情報提供が完了しなかった情報提供等記録については一律に表示しない**こととして対応している。

情報提供エラーにより生成された情報提供等記録における不開示コードの設定状況

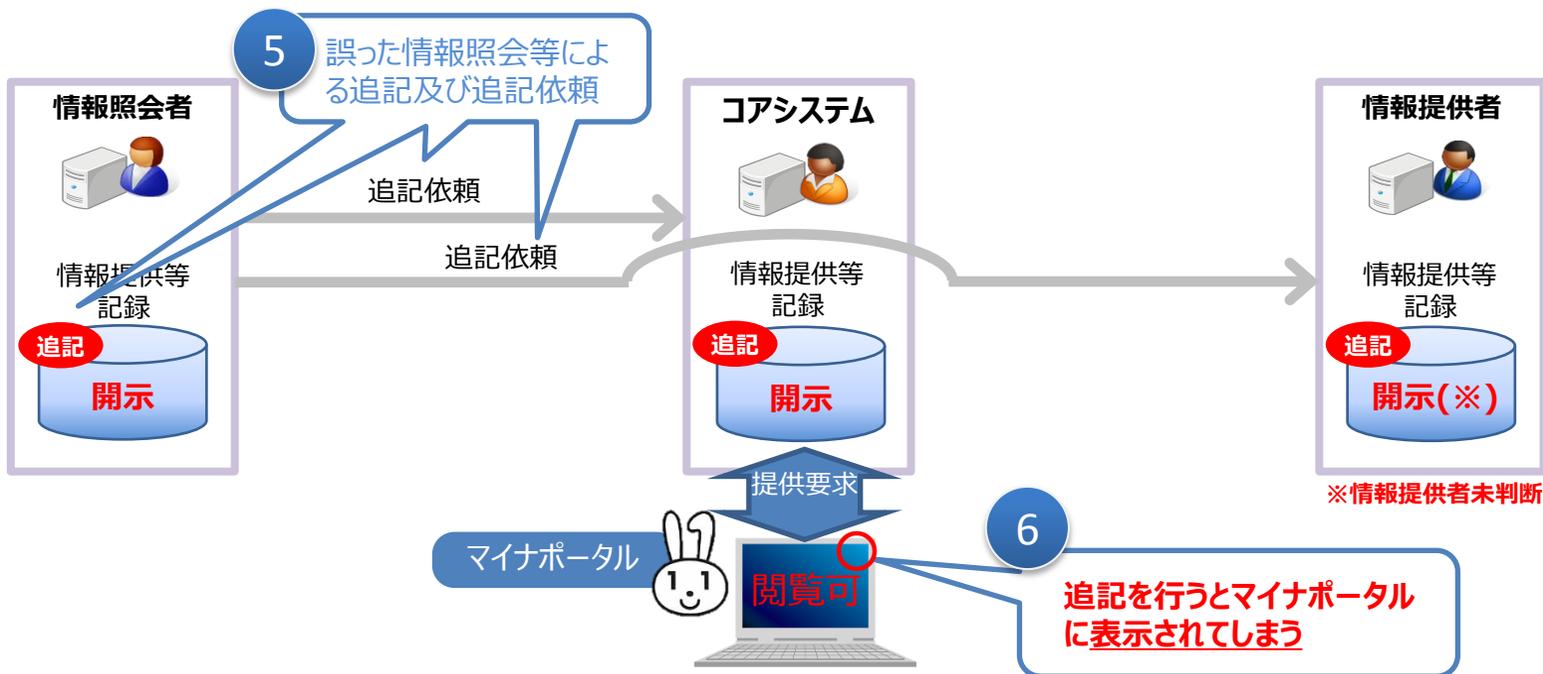


情報提供が正常に完了しなかった場合における情報提供等記録について（2）

- 誤った情報照会等、情報提供等記録の追記を行う必要がある場合については、マイナポータル上で表示されない記録に対しても追記が必要となる。
- ただし、マイナポータル上で表示されない記録に対して追記を行った場合、下図に示すとおり、マイナポータル上で表示されることとなるため、不開示に該当する情報提供等記録である場合には、誤った情報照会等に伴う追記とともに、不開示設定に係る対応を行う必要がある。
- そのため、**情報提供者**は、追記の依頼があった際、追記の対象となる情報提供等記録の開示／不開示が、**特に“開示（情報提供者未判断）”**となっているものについては、**不開示に該当する記録か否か改めて確認を行い、不開示に該当する記録である場合は、情報照会者へ不開示設定の依頼※も併せて行うよう連絡する必要がある。**
(※混乱を避けるため、不開示設定の依頼は、情報提供者から連絡を受けた情報照会者から、情報提供ネットワークシステム運営主体及び情報提供者へ行うことを想定)

情報提供エラーにより生成された「開示」の状態である情報提供等記録に追記を行った場合

(前ページから続き)



接続運用に係る定期的な対応等

- 情報連携開始（平成29年7月18日）以降、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に定められた接続運用を行っている。
- 定期的又は随時の対応について、以下に説明する。

対応事項	説明
1 連絡窓口及び責任体制の登録情報の更新	人事異動等により連絡窓口等の変更が発生した場合には、情報提供NWS運営主体に対して、申請を行う。（※1）
2 安全管理措置の自己点検	安全管理措置の一覧に基づき、自己点検を実施し、情報提供NWS運営主体に報告する。（※2） 点検頻度：年に1回（平成30年度は5月に情報提供NWS運営主体から作業依頼） 点検方法：接続運用規程 別紙2:安全管理措置一覧及び自己点検表を用いて実施
3 教育・研修	毎年度、教育・研修の実施計画を策定し、計画的に行う。実施に当たっては、情報提供NWS運営主体が提供する教育・研修を活用することも併せて検討する。（※3）（詳細後述）
4 訓練	異常事象の発生時に速やかに関係機関間で連携し、対応が実施できる状況にあることを確認するため、定期的に訓練を実施する。（※4）（詳細後述）
5 変更申請	法令等の改正（データ標準レイアウト改版）、機関の統廃合等が発生した場合は、情報提供NWS運営主体に対して、必要な申請等を行う。（※5）

※一部事務組合等の新規接続機関についても、上記1～5に示す対応事項と同様の対応が必要なことに留意する。

<※1> 情報提供ネットワークシステム	接続運用規程 第4.3版	2.2.2 連絡窓口の登録（変更）等
<※2> 情報提供ネットワークシステム	接続運用規程 第4.3版	2.7 安全管理措置
<※3> 情報提供ネットワークシステム	接続運用規程 第4.3版	2.8.1 各機関における教育・研修
<※4> 情報提供ネットワークシステム	接続運用規程 第4.3版	2.8.3 訓練
<※5> 情報提供ネットワークシステム	接続運用規程 第4.3版	3.6 随時運用

情報共有サイトに関する周知事項（1）

- 情報提供NWSとの接続運用に当たり、各接続機関は計画停止の情報等、多数の情報を共有する必要があることから、「情報共有サイト」を用いて機関同士の円滑な情報共有を行うこととしている。
- 以下に掲載コンテンツを記載する。

情報提供ネットワークシステム
情報共有サイト

申請ワークフロー データ検索 (前回ログイン:) 記事投稿 ログアウト

カテゴリ お気に入り 検索

カテゴリ名で検索

すべて

- 01.情報提供ネットワークシステム運営主体からの周知事項
 - 01.重要周知事項
 - 02.周知事項
- 02.FAQ・問合せ
- 03.規程・様式等
- 04.運用計画
- 05.システム障害発生状況
- 06.異常時における連絡等
- 07.接続検証環境関連情報

カテゴリ名	説明
01 情報提供ネットワークシステム運営主体からの周知事項	<ul style="list-style-type: none">情報提供NWS運営主体からの周知事項を掲載するカテゴリサブカテゴリ「01.>01.重要周知事項」は、記事が掲載されると全利用者に対してメールで通知
02 FAQ・問合せ	<ul style="list-style-type: none">問合せを実施するカテゴリ問合せを実施する前に、FAQ等を要確認
03 規程・様式等	<ul style="list-style-type: none">接続運用規程や各種様式等を掲載するカテゴリ
04 運用計画	<ul style="list-style-type: none">各システムの計画停止情報等を掲載するカテゴリ
05 システム障害発生状況	<ul style="list-style-type: none">異常事象が発生している機関の情報等を掲載するカテゴリ
06 異常時における連絡等	<ul style="list-style-type: none">異常事象発生時の報告、記録の追記連絡等を行うカテゴリ
07 接続検証環境関連情報	<ul style="list-style-type: none">接続検証環境に関する情報を掲載するカテゴリ

情報共有サイトに関する周知事項（2）

○ 情報共有サイトへのよくある問合せについて、以下に記載する。

✓ **情報共有サイトにログインできない場合（パスワード再設定）**

情報共有サイトのアカウントがロックされログインができない場合やパスワードを失念した場合、サービスデスクへの問合せ（依頼）が必要であったが、本人によるパスワード再設定が可能となった。（※1）

パスワード再設定の際は、情報共有サイトの利用登録時に情報共有サイトから通知している20桁英数字のログインIDが別途必要となる。

なお、ログインIDが不明な場合は、「ログインIDを確認する」のリンクから確認が可能。



✓ **情報共有サイトのアカウントの不足時について**

業務上にて情報共有サイトのアカウント数が不足している場合、アカウント追加に関する個別調整を行う。

追加するアカウントの内訳（課名）と利用目的等を情報共有サイトの問合せ機能にてサービスデスクまで連絡すること。その際、追加理由や自治体規模を考慮して決定するため、調整の結果として追加発行が行えない場合がある。

なお、アカウントを付与されている連絡窓口は、情報照会者等からの連絡があった場合、必要に応じて担当となる所管部署に取り次ぐこととしている。必ずしも連絡窓口担当者が情報照会者等からの問合せ内容についても検討し、回答しなければならないものではないことに留意すること。（※2）

<※1> 情報共有サイト利用マニュアル（利用者向け）第3.4版 2.5.ログイン不能となった場合の対処方法

<※2> 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程 第4.3版 2.3.2 情報照会者等間の連絡

平成30年度 教育研修実施計画の策定等について

接続運用規程に基づく教育・研修の概要

- 情報提供ネットワークシステム接続運用規程（平成30年3月 第4.3版）において、情報提供NWS運営主体は、各行政機関等における教育・研修を支援するため、eラーニング、集合研修、その他の方法により研修を提供するとともに、翌年度に実施する教育・研修に係る実施計画を毎年度策定し、各機関に周知することとしている。
- 上記を踏まえ、「平成30年度教育研修実施計画の策定について（平成30年3月27日総官参第19号）」を発出しているところ。
- 接続運用規程において、各機関は、毎年度、教育・研修の実施計画を策定し、担当職員等に対して計画的に教育・研修を行うこととしているところであり、実施計画の策定や計画的な研修等をお願いしたい。

平成30年度教育研修実施計画の概要

① eラーニング研修

- ✓ 主に情報連携に係る事務（社会保障分野・税分野等）を担当する職員を対象に、受講者10万人規模を予定（インターネット環境で配信）
- ✓ 7コースを提供予定（各コースの受講時間は1～2時間程度）
 - ① マイナンバー制度入門編 ② 接続運用規程理解編 ③ 情報連携・業務フロー編
 - ④ 自治体中間サーバー接続端末操作マニュアル編 ⑤ 異常発生時対応編
 - ⑥ セキュリティ対策事務担当職員編 ⑦ セキュリティ対策システム担当職員編
- ✓ 詳細や受講申込の募集等については、平成30年4月11日付で実施要領を送付したところであるが、受講申込については平成30年4月12日から受付を開始し、受講については4月27日から開始

② 集合研修等

- ✓ 平成30年4月中旬～6月初旬まで全国47都道府県において、全国説明会を実施
- ✓ その後必要に応じて、集合研修又は全国説明会の実施を検討

③ その他

- ✓ 平成30年8月、市町村アカデミーにおいて情報連携の講義を予定
 - ※ 詳細は市町村アカデミーのHP参照

平成30年度訓練への参加について

接続運用規程に基づく訓練の概要

- 情報提供ネットワークシステム接続運用規程（平成30年3月 第4.3版）において、異常発生時の運用対応について関係機関間における定期的な訓練のため、翌年度に実施する訓練に係る実施計画を毎年度策定し、各機関に周知することとしている。
- 上記を踏まえ、「平成30年度情報提供ネットワークシステム訓練計画」を情報共有サイトに掲載しているところ。
- 各機関においては、毎年度、訓練計画を確認した上で訓練に参加することとしている。

平成30年度訓練計画の概要

全機関訓練

- 情報提供NWSの異常事象の発生時に、各機関が情報共有サイトを利用して、当該異常事象の発生状況を速やかに閲覧するための異常時対応訓練を実施する。（平成30年5月23日に実施）
 - ✓ 情報提供NWSにて異常事象が発生したことを想定。
 - ✓ 各機関は、情報共有サイトからの異常事象発生メールを受信後、速やかに情報共有サイトにアクセスし、当該異常事象の発生状況の閲覧を行う。
 - ✓ 当訓練における情報共有サイトへのアクセス状況は、情報提供NWS運営主体にて確認し、必要なフォローアップについて検討予定。